

第七十二回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 九 号

昭和四十九年四月十日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 稻葉 修君

理事 坂田 道太君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 山原健二郎君

有田 喜一君

河野 洋平君

戸井田三郎君

萩原 幸雄君

深谷 隆司君

山崎 拓君

栗田 翠君

高橋 繁君

理事 堀崎 潤君

理事 松永 光君

理事 小林 信一君

上田 茂行君

田中 正巳君

檜橋 進君

林 大幹君

三塚 博君

山口 鶴男君

有島 重武君

玉置 一徳君

出席政府委員
文 部 大 臣 奥野 誠亮君

文 部 政 務 次 官 藤波 孝生君

文 部 大 臣 官 房 長 井内慶次郎君

文 部 省 初 等 中 等 教 育 局 長 岩間英太郎君

文 部 省 大 学 学 術 局 長 木田 宏君

委員外の出席者
文 教 委 員 会 調 査 室 長 石田 幸男君

委員の異動
四月八日

山口 鶴男君

補欠選任
山口 芳治君

同日

補欠選任
山口 鶴男君

補欠選任
山口 鶴男君

第一類第六号

文教委員会議録第十九号

昭和四十九年四月十日

同月九日

三塚 博君

越智 通雄君

同日

越智 通雄君

同日

補欠選任

越智 通雄君

同日

同(松本善明君紹介)(第三五七三号)

同(山口鶴男君紹介)(第三五七四号)

同(山本政弘君紹介)(第三五七五号)

同(吉田法晴君紹介)(第三五七六号)

同(渡辺三郎君紹介)(第三五七七号)

同(阿部未喜男君紹介)(第三五七八号)

同(荒木安君紹介)(第三五七九号)

同(上原康助君紹介)(第三五八〇号)

同(春日一幸君紹介)(第三五八一号)

同(栗田翠君紹介)(第三五八二号)

同(佐藤樹君紹介)(第三五八三号)

同(外三十三件(柴田健治君紹介)(第三五八四号)

同(外六件(高田富之君紹介)(第三五八五号)

同(外二十二件(竹村幸雄君紹介)(第三五八六号)

同(外六件(芳賀實君紹介)(第三五八七号)

同(外六件(古川喜一君紹介)(第三五八八号)

同(外八件(堀昌雄君紹介)(第三五八九号)

同(外一件(松浦利尚君紹介)(第三五九〇号)

同(外一件(森井忠良君紹介)(第三五九二号)

同(外五件(湯山勇君紹介)(第三五九三号)

同(外三件(山口鶴男君紹介)(第三五九四号)

同(外二件(吉田法晴君紹介)(第三五九五号)

同(外二件(中・高等学校振興法制定に関する請願(中川一郎君紹介)(第三五九二号)

同(外一件(広沢直樹君紹介)(第三五九七号)

同(外二件(石田幸四郎君紹介)(第三五九六号)

同(外十一件(田中六助君紹介)(第三五九七号)

同(外五件(横山利秋君紹介)(第三五九九号)

同(外五件(奈良市史跡大安寺旧境内地の管理計画策定等に関する請願外二十八件(服部安司君紹介)(第三五六〇号)

同(外五件(山口鶴男君紹介)(第三五九四号)

同(外二件(吉田法晴君紹介)(第三五九五号)

同(外二件(中・高等学校振興法制定に関する請願(中川一郎君紹介)(第三五九二号)

同(外一件(広沢直樹君紹介)(第三五九七号)

同(外二件(石田幸四郎君紹介)(第三五九六号)

同(外十一件(田中六助君紹介)(第三五九七号)

同(外五件(横山利秋君紹介)(第三五九九号)

同(外五件(奈良市史跡大安寺旧境内地の管理計画策定等に関する請願外二十八件(服部安司君紹介)(第三五六〇号)

同月八日

私学に対する公費助成増額等に関する請願外三件(大柴滋夫君紹介)(第三八九九号)

同(栗田翠君紹介)(第三九〇〇号)

同(外十九件(久保三郎君紹介)(第三九〇一号)

同(外一件(久保等君紹介)(第三九〇二号)

同(外十五件(田中武夫君紹介)(第三九〇三号)

同(外四件(橋兼次郎君紹介)(第三九〇四号)

同(津川武一君紹介)(第三九〇五号)

同(外一件(上井たか子君紹介)(第三九〇六号)

同(中村重光君紹介)(第三九〇七号)

同(外三件(芳賀實君紹介)(第三九〇八号)

同(外二件(藤田高敏君紹介)(第三九〇九号)

同(外七件(堀昌雄君紹介)(第三九一〇号)

同(外二十六件(松浦利尚君紹介)(第三九一一号)

同(外二十九件(山口鶴男君紹介)(第三九一二号)

同(外一件(山田芳治君紹介)(第三九一三号)

同(外十五件(吉田法晴君紹介)(第三九一四号)

同(外一件(渡辺三郎君紹介)(第三九一五号)

による修正案が提出されております。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和四十九年度に浜松医科大学、宮崎医科大学、広島大学の総合科学部、東京商船大学若しくは神戸商船大学の大学院、新潟大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部、徳山工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十九年四月一日から当該大学、学部、大学院、短期大学部又は高等専門学校にそれぞれ在学していたものとみなす。

○稲葉委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。森喜朗君。

○森(喜)委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正案の趣旨は、本法律案の施行期日はすでに経過しておりますので、これを公布の日から施行し、これに伴う在学年数の計算について必要な経過措置を講じようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○稲葉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○稲葉委員長 これより原案及び修正案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、森喜朗君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉委員長 起立総員。よって、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

これにて本案は修正議決いたしました。

なお、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲葉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲葉委員長 公立義務教育諸学校の学級編制及

び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。藤波文部政務次官。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び事務職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する事務職員をいう。第九条及び第十四条において同じ。)」を「学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の三に規定する職員をいう。第八条の二及び第十三条の二において同じ。)」及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。第九条及び第十四条において同じ。)」に改める。

第三条第二項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十五人 二十人(第一学年の児童を含む学級にあつては、十二人) 十二人
中学校	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十五人 十二人 十二人

議長宮崎藤美外二名(第三八二二号) 公立高等学校施設整備の財政措置に関する陳情書(中国五県議会議長会副議長代表山口県議会議長田辺孝三外四名)(第三八三三号) 青梅市に国連大学本部設置に関する陳情書(青梅市長石川要三外二名)(第三八四号) は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する本委員会における審議の中で問題となりました医科大学の参与の件について、奥野文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。奥野文部大臣。

○奥野國務大臣 医科大学が地域関係者等の意見を求めるための参与については、本委員会での御審議を参考とし、本法律案成立後、なお慎重に検討することといたします。

○稲葉委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○稲葉委員長 速記を始めて。

本案に対する質疑はありませんか。別にないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○稲葉委員長 この際、本案に対し、森喜朗君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案

第五号中「含む。」の下に「第八条第二号において同じ。」を加える。
 第六号中「及び中学校」の下に「(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)」を加える。
 第七号第二号中「一に切り上げる。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 三学級以下の中学校の数を一を乗じて得た数と四学級の中学校の数の〇・七を乗じて得た数の合計数

四 十八学級以上の中学校の数を一を乗じて得た数

第七号に次の一号を加える。

五 寄宿する児童又は生徒の数が百人以下の寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数と寄宿する児童又は生徒の数が百人以上の寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に二を乗じて得た数との合計数

第八条各号を次のように改める。

一 小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数

二 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五条)第一条に規定する病院又は診療所をいう。)が存しない市町村の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数

第八条の次に次の一号を加える。

第八条の二 学校栄養職員の数に、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置くものの児童及び生徒(完全給食を受ける者に限る。次号において同じ。)の数の合計数に二千五百分の一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう。以下この号において同じ。)に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数の区分ごとの共同調理場の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数	乗ずる数
五千人以下	一
五千一人以上	二

第九条第一号を次のように改め、同条第四号を削る。

一 小学校及び中学校の数の合計数に四分の三を乗じて得た数。ただし、当該乗じて得た数が六学級以上(分校の学級を除く。)の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数を超える場合にあっては、当該一を乗じて得た数

第十一号第二号中「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」を削り、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 三学級以下の中学部の数に一を乗じて得た数と四学級の中学部の数の〇・七を乗じて得た数の合計数

四 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校(小学部及び中学部が置かれていないものを除く。)の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及

び中学部の学級数が七学級以上の特殊教育諸学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数の合計数とを合計した数

学 校 の 種 類	乗ずる数
盲学校	三
聾学校	三
精神薄弱者である児童又は生徒を教育する養護学校	三
肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校	四
病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒を教育する養護学校	三

第十一条に次の一号を加える。

五 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数
八十人以下	一
八十一人から二百人まで	二
二百一人以上	三

第十三条中「特殊教育諸学校ごとに、」を「特殊教育諸学校ごとに」に、「七」を「八」に改め、「一」未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」を削り、同条の次に次の一号を加える。

第十三条の二 学校栄養職員の数に、完全給食を実施する特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十六条第一号中「規定」の下に「(第八条第一号及び第九条第一号の規定を除く。)」を加える。
 (公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二号 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一 全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程を置く学校(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。)について、当該学校におけるそれぞれの課程の生徒の数を、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数(一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。ただし、全日制の課程について当該合計数が十五を超え、十五・一未満であるときは、十六とす。)を合算した数

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から二百七十人まで	十八
	二百七十一人から六百七十五人まで	二十二・五
定時制の課程	六百七十六人から千八百八十人まで	二十七
	千八百八十一人以上	三十
	一人から二百四十人まで	十八・五
通信制の課程	二百四十一人から六百八人まで	二十六・五
	六百一人から九百六十人まで	三十二
	九百六十一人以上	三十五
通信制の課程	一人から六百八人まで	五十
	六百一人から千二百八人まで	七十五
	千二百八人以上	百二十

第九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第九条に次の三項を加える。

2 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について前項第一号の規定により教諭等の数を算定する場合において、これらの課程又はこれらの課程に置かれる学科が次の各号に該当するとき、当該課程の生徒の数は、当該各号に定めるところにより補正した数とする。この場合において、第二号に掲げる学科が第一号に掲げる課程に置かれるものであるときは、当該学科に属する生徒の数は、同号の規定により補正した数を第二号の規定により補正した数とする。

一 全日制の課程のうち、当該課程の生徒の数（当該課程に置かれる農業、水産若しくは工業に關する学科又はその他の専門教育を主とする学科で第六条の政令で定めるものに属する生徒の数）については、当該生徒の数の一・二五を乗じて得た数（一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。）とする。が二百七十人以下であり、かつ、当該課程の生徒の数が当該課程の生徒の収容定員（生徒の欠けている学年に係る入学生定員を除く。以下この号及び第四項において同じ。）に達しない課程又は定時制の課程のうち、当該課程の生徒の数が当該課程の生徒の収容定員に達しない課程 政令で定める方法により補正した数

二 全日制の課程に置かれる農業、水産若しくは工業に關する学科又は全日制の課程若しくは定時制の課程に置かれる商業若しくは家庭に關する学科若しくはその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるもの 次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ同表の下欄に掲げる方法により補正した数

学科の区分	生徒の数の補正の方法
全日制の課程に置かれる農業、水産又は工業に關する学科	当該学科に属する生徒の数の一・二五を乗する（一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは一に切り上げ、零であるときは切り捨てる。以下この表において同じ。）

全日制の課程又は定時制の課程に置かれる商業又は家庭に關する学科
当該学科に属する生徒の数の一・〇七五を乗する。

全日制の課程又は定時制の課程に置かれる政令で定める学科
当該学科に属する生徒の数の政令で定める率を乗する。

3 前項第一号に該当する全日制の課程について同項の規定により補正した生徒の数が、同号に該当しない全日制の課程に置くべき教諭等の数の算定の基礎となる生徒の数の均衡を考慮して政令で定める数を超えることとなるときは、当該課程の生徒の数は、当該政令で定める数とする。

4 全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について第一項第一号の規定により教諭等の数を算定する場合において、その生徒の数の第二項の規定の適用があるときは、同項の規定により補正した数（を同号の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を、順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数の合計数が、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数に達しない場合にあっては、当該数をもつて当該合計数とする。

課程の別	生徒の収容定員の区分	教諭等の数
全日制の課程	四十五人以下	五
	四十六人以上	七
定時制の課程	四十人以下	五
	四十一人から八十人まで	七
	八十一人以上	八

第十條を次のように改める。

（養護教諭等の数）

第十條 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、本校に置かれる全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に四分の三を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）とする。

第十二條第四号中「六百」を「四百」に改め、「一に切り上げる。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十四條中「十八」を「重複障害生徒（文部大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条及び第十七條第一号において同じ。）で学級を編制する場合にあっては五人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあっては十人」に改める。

第十七條第一号中「生徒の数を」を「生徒（重複障害生徒を除く。）の数を一を乗じて得た数と当該課程の重複障害生徒の数を二を乗じて得た数の合計数」に改め、「（一）未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。」を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 特殊教育諸学校の高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数を養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数の合計数に二を乗じて得た数

三 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校（高等部が置かれていないものを除く。）の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数、生徒の数が三十一人以上の高等部ごとに当該部の生徒の数が三十を減じて得た数を六十で除して得た数の合計数及び高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数を合計した数

学 校 の 種 類	乗 ず る 数
盲学校	一
聾学校	一
精神薄弱者である生徒を教育する養護学校	一
肢体不自由者である生徒を教育する養護学校	二
病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒を教育する養護学校	一

第十七条に次の一号を加える。

四 次の表の上欄に掲げる寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）第十一条第五号に定めるところにより算定した数を減じて得た数

寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数	乗 ず る 数
八十人以下	一
八十一人から二百人まで	二
二百人以上	三

第二十條を次のように改める。

（寮母の数）

第二十條 寮母の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が八に達しない場合にあつては、八）を合算した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒（肢体不自由者である生徒を除く。）の数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数の四分の一を乗じて得た数

第二十二條の次に次の一條を加える。

（教職員定数の算定に関する特例）

第二十二條の二 第九條から第十二條まで及び第十七條から第二十一條までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寮母及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校についての政令で定める特別の事情
二 公立の高等学校に政令で定める学科を置くこと
三 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情
（学校給食法の一部改正）

第三條 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第五條の次に次の二條を加える。

（一）以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設
第五條の二 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（次条において「共同調理場」という。）を設けることができる。

（学校栄養職員）
第五條の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又は経験を有するものでなければならぬ。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）
第四條 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）」を「学校栄養職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員をいい、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第二条第三項に規定する事務職員をいう。以下同じ。）」に、「事務職員」を「学校栄養職員及び事務職員」に改める。
附則に次の一項を加える。

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員をいい、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）」とあるのは「学校栄養職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）第二条第三項に規定する学校栄養職員をいい、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

附 則

1 （施行期日）
この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校の学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の義務教育諸学校の学級編制については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新標準法」という。)第三条の規定(同条第二項中同年の児童又は生徒で編制する学級についての標準に係るものを除く。以下この項において同じ。)にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定める。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新標準法第六条に規定する小中学校教職員定数又は新標準法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和五十三年三月三十一日(政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十五年三月三十一日)までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(義務教育諸学校の養護教諭等の定数に関する特例)

4 公立の小学校及び中学校に置くべき養護教諭及び養護助教諭の数(以下この項において「養護教諭等定数」という。)については、新標準法第八條第一号に定めるところにより算定した数が、昭和四十八年五月一日現在において、第一条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(第六項において「旧標準法」という。)第八條第

一号に定めるところにより算定した数と、へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。)の数に七分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)との合計数(以下この項において「養護教諭等旧標準法基礎定数」という。)を下ることとなる都道府県の養護教諭等定数は、新標準法第八條及び前項の規定にかかわらず、養護教諭等旧標準法基礎定数と同条第二号に定めるところにより算定した数との合計数とする。

(学校栄養職員の定数に関する特例)

5 この法律の施行の際、現に公立の小学校及び中学校において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員で文部省令で定めるもの(以下この項において「現員」という。)の数が新標準法第八條の二第一号に定めるところにより算定した数(以下この項において「学校栄養職員標準定数」という。)を超える都道府県の区域内の公立の小学校及び中学校(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)に置くべき新標準法第二条第三項に規定する学校栄養職員の数は、新標準法第八條の二及び附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、学校栄養職員標準定数に対する現員の超過の程度並びに児童及び生徒の数の推移等を考慮し、毎年度、政令で定める。

(義務教育諸学校の事務職員の定数に関する特例)

6 公立の小学校及び中学校に置くべき事務職員の数(以下この項において「事務職員定数」という。)については、新標準法第九條第一号に定めるところにより算定した数が、昭和四十八年五月一日現在において、旧標準法第九條第一号及び第四号に定めるところにより算定した数を合計した数(以下この項において「事務職員旧標準法基礎定数」という。)を下ることとなる都道府県の事務職員定数は、新標準法第九條及び附則

第三項の規定にかかわらず、事務職員旧標準法基礎定数と同条第二号及び第三号に定めるところにより算定した数を合計した数との合計数とする。

(特殊教育諸学校高等部の学級編制に関する経過措置)

7 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「新高校標準法」という。)第十四條の規定(重複障害生徒で編制する学級についての標準に係るものに限り。以下この項において同じ。)にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

8 新高校標準法第七条に規定する高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五條に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和五十三年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校の養護教諭等の定数に関する特例)

9 公立の高等学校に置くべき養護教諭及び養護助教諭の数(以下この項において「養護教諭等定数」という。)については、新高校標準法第十条に定めるところにより算定した数が、昭和四十八年五月一日現在において、第二条の規定による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律第十条に定めるところにより算定した数(以下この項において「養護教諭等旧高校標準法定数」という。)を下ることとなる都道府県又は市町村の養護教諭等定数は、新高校標準法第十条及び前項の規定にかかわらず、養護教諭等旧高校標準法定数とする。

(学校栄養職員が県費負担教職員となることに伴う経過措置)

10 第四条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正により、現に公立の義務教育諸学校における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七條第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い、必要な経過措置に關しては、同法附則第十七條、第十八條、第二十一条、第二十二條及び第二十四條の規定の例による。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

11 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「以下義務教育諸学校」というを「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。」に改める。

(へき地教育振興法の一部改正)

12 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。
第二条中「中学校」の下に「並びに学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設(以下「共同調理場」という。)」を加える。

第五条の二第一項中「及びこれに準ずる学校」を並びにこれに準ずる学校及び共同調理場に改める。
第五条の三第一項中「教職員の勤務する学校」の下に「若しくは共同調理場(以下この条におい

て「学校等」という。を「直後に勤務する学校」を「直後に勤務する学校等」に、「移転した学校」を「移転した学校等」に、「所在する学校」を「所在する学校等」に、「指定する学校」を「指定する学校等」に、「学校の移転」を「学校等の移転」に、「さらに」を「更に」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「学校」を「学校等」に改める。

13 (地方公務員等共済組合法の一部改正)

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条を次のように改める。

(学校栄養職員取扱)

第三十一条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五條の二に規定する施設の同法

第五條の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める者に対するこの法律の規定の適用については、第三條第一項第二号中「公立学校」とあり、又は第二十五條第二項中「義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三三号)第二條に規定する義務教育諸学校」とあるのは、

「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五條の二に規定する施設」とする。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

14 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和四十九年三月三十一日」に改める。

理由

公立の小学校、中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を

図るためこれらの学校の学級編制及び教職員定数の標準を改めるとともに、学校栄養職員の職務及び資格を定め、市町村立の義務教育諸学校等の学校栄養職員の給料その他の給与を都道府県において負担することとし、もつて学校教育の水準の向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤波政府委員

今回政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公立義務教育諸学校の学級編制と教職員定数の標準につきましては昭和三十四年度以降三回にわたり計画的に改善を行ない、公立高等学校等の学級編制と教職員定数の標準につきましても同様に昭和三十七年度以降二回にわたって改善を行なつてまいりましたところでありました。

これらの改善措置は、いずれも小中学校については児童生徒数の減少の時期に、高等学校についてはいわゆる高校急増後の生徒数の減少の時期を見越して改善をはかってきたものでありますが、このたびは、学校教育の水準の一層の向上をはかるため、いわゆる第二のベビーブームによる児童生徒の急増に伴い、自動的に教職員数を増加させる必要のある際であるにもかかわらず、学級編制及び教職員定数の改善に積極的に取り組み、さらに教職員数の増加をはかることとしたのであります。

また、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどり、その適正な配置を推進する必要がある学校栄養職員について、新たにその配置基準を定めるとともに、給与費等を都道府県の負担とし、その二分の一を国庫負担とすることとしたのであります。

次に法律案の内容について御説明いたします。

まず第一は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準を改善したことであり、すなわち、公立の小学校の三個学年複式学級を解消するとともに、小学校及び中学校の二個学年複式学級の学級編制の改善を行なうこととしたしました。この場合、小学校第一学年の児童を含む学級については、教育の困難性にかんがみ、特に配慮いたしました。

また、特殊学級の学級編制についてもあわせて改善をはかることとしたしました。

次に、公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準に關しましては、小規模中学校等における免許外教科担当教員の解消を進めるほか、寄宿舎を置く小学校または中学校における教員の加算の基準を改善することとしたしました。

また、養護教員及び事務職員の配置につきましましては、既定の方針に従つて改善をはかることとし、各都道府県において平均七五〇の学校に配置できるようにいたしました。

さらに、前述のとおり、新たに学校栄養職員について必要な配置基準を定めることとしたのであります。

次に、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準に關しましては、中学部の免許外教科担当教員を解消するため、中学校の改善と同様の改善を行なうほか、特殊教育諸学校における養護訓練の重要性にかんがみ、必要な教員を加算するとともに、寄宿舎を置く学校の教員数を改善することとしたしました。

また、寄宿舎の寮母の数につきましても、その最低保障数を引き上げることとしたしており、すなわち、学校栄養職員の配置につきましても新たに基準を定めることとしたしました。

第二は、公立高等学校等の学級編制及び教職員定数の標準を改善したことであり、すなわち、生徒の数が収容定員に満たない定時制の課程及び小規模の全日制の課程の教員の配置基準を改善するため、その算定の基礎となる生徒

の数を補正することとするとともに、通信制の課程につきましても教員の配置基準を改善することとしたしました。

また養護教員については、義務教育諸学校に準じてその配置基準を改善するとともに、通信制の課程の事務職員についても所要の改善を行なうこととしたしました。

さらに、高等学校につきましても、小中学校等と同様に教職員の長期研修等を考慮して新たに教職員の加配措置が行なえるようにいたしましたのであります。

次に、公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準に關しましては、新たに重複障害学級の学級編制の標準を定め、小学部及び中学部と同様五人といたしました。また、教職員定数の標準につきましましては、小学部及び中学部に準じて養護訓練を担当する教員の数を充実するとともに、寄宿舎について新たに教員を配置することとしたほか、寮母の数についてもその改善をはかることとしたしました。

さらに、高等学校の場合と同様に新たに教職員の長期研修等を考慮した教員の加配措置を講ずることとしたしてあります。

第三は、学校栄養職員の職務及び資格を明らかにしたことであり、すなわち、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識または経験を有する者でなければならぬこととしたしました。

第四は、学校栄養職員の給与の負担区分を改めたことであり、すなわち、市町村立の義務教育諸学校等に置かれる学校栄養職員の給与費等を都道府県の負担とするにとともに、その二分の一を国庫負担とすることとしたしました。

第五は、経過措置についてであり、この法律案は、昭和四十九年度から施行することとしたしてありますが、その実施について必要

な経過措置を設けることといたしました。

すなわち、公立の義務教育諸学校及び特殊教育諸学校の高等部の学級編制につきましては、昭和五十三年度を目途として新しい標準を達成するため、今後における児童生徒数を考慮しつつ、各都道府県等の実態に応じて都道府県の教育委員会等がその基準を定めることといたしました。

次に、公立の義務教育諸学校及び高等学校等の教職員定数の標準につきましては、今後における児童生徒数及び教職員の総数の推移等を考慮しつつ、年次計画により、順次新たな標準に到達することができるよう必要な経過措置を政令で定めることといたしました。

なお、公立の義務教育諸学校につきましては、児童生徒数の減少の傾向が特に著しい県において、教職員定数の急減を緩和するため、昭和五十五年三月三十一日まで政令で教職員定数の特例を定めることができることといたしました。

最後に、この法律により新たに県費負担教職員となる学校栄養職員につきましては、任命権者の変更に伴う必要な経過措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○稲葉委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は、後日に譲ります。

次回は、来たる十二日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会